

＜平成27年3月定例会議案概要＞

・第1号議案 越谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市固定資産評価審査委員会委員横山文夫氏の任期満了（平成27年3月31日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

《後任委員》

氏名：中村恭之（なかむら・やすゆき）

略歴：土地家屋調査士

元埼玉土地家屋調査士会理事

元越谷市行政経営審議会委員

・第2号議案 越谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市固定資産評価審査委員会委員大沢昌太郎氏の任期満了（平成27年4月2日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

《後任委員》

氏名：大沢昌太郎（おおさわ・しょうたろう）

略歴：税理士

越谷市固定資産評価審査委員会委員長

・第3号議案 越谷市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

行政手続法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。平成27年4月1日から施行。条文整備の一部については公布の日から施行

(1) 許認可等の権限に係る行政指導の方式

許認可等の権限を行使することができる場合に、行政指導に当たり当該権限を行使する可能性があることを示す際には、当該権限の根拠等必要な事項を相手方に示すことを義務付けるもの

(2) 行政指導の中止等の求め

違反是正指導（法律又は条例に根拠を有するものに限る。）において、指導の相手方は、当該指導が法律又は条例の要件に該当しないと考えるときは、行政指導の中止等を求めることができることとするもの

(3) 処分等の求め

何人も法令違反の事実があるにもかかわらず必要な指導等が行われていないと考える場合には、違反是正のために必要な処分又は行政指導をするよう市長等又は市の機関に対し申し出ることができることとするもの

(4) その他

行政手続法の適用除外部分に係る必要な調整等所要の条文整備を行う。

(5) 越谷市税条例の一部改正

附則において、越谷市税条例が本条例を引用する部分の条文整備を行う。

・第4号議案 越谷市手数料条例等の一部を改正する条例制定について

建築基準法及び知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部が改正されること等に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 衛生手数料

- ① 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部が改正されることに伴い、移譲事務に係る衛生手数料を新設するもの。《平成27年4月1日から施行》
- ② 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されることに伴い、条例中で引用する同法の題名を改めるもの《平成27年5月29日から施行》
- ③ 条文整備《平成27年4月1日から施行》

(2) 土木手数料

- ① 建築基準法の一部が改正されることに伴い、構造計算適合性判定制度の見直しに係る規定の整理を行うもの。《平成27年6月1日から施行》
- ② 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定に基づく住宅性能評価において評価を受けなければならない性能表示事項の範囲が改正されることに伴い、住宅性能評価書を活用した場合の長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料を新設するもの《平成27年4月1日から施行》
- ③ マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、同法第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可申請手数料を新設するもの。《公布の日から施行》
- ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく「特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定申請手数料」等を新設するもの《公布の日から施行》
- ⑤ 条文整備《公布の日から施行》

・第5号議案 包括外部監査契約の締結について

- (1) 契約の目的：包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- (2) 契約の始期：平成27年4月1日
- (3) 契約金額：1,300万円を上限とする額
- (4) 契約の相手方：和田 正夫（公認会計士）

・第6号議案 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

越谷市管理不全空き家等審査会、越谷市小児慢性特定疾病審査会、厚生統計調査員及び国民健康・栄養調査員を設置することに伴い、所要の改正を行うもの。平成27年4月1日から施行

- (1) 管理不全空き家等に係る行政代執行の適否の審査を行う「越谷市管理不全空き家等審査会」を設置することに伴い、審査会の委員を非常勤の特別職の職員に加えるもの。

報酬（日額）：11,000円 費用弁償：（1日につき）2,500円

- (2) 小児慢性特定疾病医療費の支給申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者について医療費支給認定をしないことに関し審査を行う「越谷市小児慢性特定疾病審査会」を設置することに伴い、審査会の委員を非常勤の特別職の職員に加えるもの。

報酬（日額）：14,000円 費用弁償：（1日につき）2,500円

- (3) 統計法に基づく統計調査に関する事務を行う「厚生統計調査員」を設置することに伴い、非常勤の特別職の職員に加えるもの。

- ① 国民生活基礎調査等に係る調査員
- ② 社会保障・人口問題基本調査に係る調査員
- ③ 受療行動調査に係る調査員

※①・②の報酬：調査区割額（1調査区30,000円以内で市長の定める額）と世帯割額（1世帯2,000円以内で市長の定める額）との合算額、③の報酬（日額）：10,000円以内で市長の定める額

- (4) 健康増進法に基づく国民健康・栄養調査に関する事務を行う「国民健康・栄養調査員」を設置することに伴い、非常勤の特別職の職員に加えるもの。

報酬（日額）：5,500円 費用弁償：（1日につき）2,500円

- ・ **第 7 号議案 越谷市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例制定について**
 地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。公布の日から施行

 - (1) 市議会選出委員の廃止
 - (2) 市長の会長への充て職の廃止
 - (3) 公募委員の創設
 - (4) 委員の定数の削減（35人→30人）
 - (5) 委員の任期の創設（一律2年とする）

- ・ **第 8 号議案 越谷市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について**
 越ヶ谷小学校区内に学童保育室を設置するため、名称及び位置を定めるもの。公布の日から施行

- ・ **第 9 号議案 越谷市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について**
 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正され、新たにサテライト型居住施設の職員配置基準の規定が追加されることに伴い、省令を参酌し、本条例においても同様の基準とするため改正するもの。公布の日から施行（改正後の条例は平成27年4月1日から施行）

- ・ **第 10 号議案 越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について**
 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正され、通所介護事業所における宿泊サービス（介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス。以下同じ。）の提供に係る届出の規定が設けられること等に伴い、省令を参酌し、本条例においても同様の基準とするため改正するもの。公布の日から施行（改正後の条例は平成27年4月1日から施行）

- ・ **第 11 号議案 越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について**
 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の一部が改正され、介護予防通所介護事業所における宿泊サービスの提供に係る届出の規定が設けられること等に伴い、省令を参酌し、本条例においても同様の基準とするため改正するもの。公布の日から施行（改正後の条例は平成27年4月1日から施行）

- ・ **第 12 号議案 越谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について**
 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の一部改正に伴い、省令を参酌し、本条例においても同様の基準とするため改正するもの。平成27年4月1日から施行

 - (1) 認知症対応型通所介護事業所における宿泊サービスの提供に係る届出の規定を設けるもの
 - (2) 小規模多機能型居宅介護の登録定員を「25人以下」から「29人以下」とするもの
 - (3) 「複合型サービス」の名称を「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるもの

・第13号議案 越谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の一部改正に伴い、省令を参酌し、本条例においても同様の基準等とするため改正するもの。平成27年4月1日から施行

- (1) 介護予防認知症対応型通所介護事業所における宿泊サービスの提供に係る届出の規定を設けるもの
- (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員を「25人以下」から「29人以下」とするもの

・第14号議案 越谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（省令）の一部が改正され、指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との連携強化の規定が設けられること等に伴い、省令を参酌し、本条例においても同様の基準を設けるため改正するもの。公布の日から施行（改正後の条例は平成27年4月1日から施行）

・第15号議案 越谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の一部が改正され、指定介護予防支援事業者と指定介護予防サービス事業者等との連携強化の規定が設けられること等に伴い、省令を参酌し、本条例においても同様の基準を設けるため改正するもの。公布の日から施行（改正後の条例は平成27年4月1日から施行）

・第16号議案 越谷市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（省令）の一部が改正され、介護老人保健施設の人員配置基準の規定において条文が整備されることに伴い、省令を参酌し、本条例においても同様の基準とするため改正するもの。公布の日から施行（改正後の条例は平成27年4月1日から施行）

・第17号議案 越谷市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の一部改正に伴い、省令を参酌し、本条例においても同様の基準とするため改正するもの。公布の日から施行（改正後の条例は平成27年4月1日から施行）

- (1) 基準該当生活介護及び基準該当短期入所の対象として、介護保険制度の看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービスを改称）を行う事業所で提供される通いサービス又は宿泊サービスを追加するもの
- (2) 基準該当生活介護及び基準該当短期入所とみなす小規模多機能型居宅介護等の登録定員を「25人以下」から「29人以下」とするもの
- (3) 指定共同生活援助事業所（グループホーム）の利用者のうち一定の状態にあるものについて、平成30年3月31日までの間に限り、当該事業所の従業者以外の者が行う居宅介護等を利用できる特例を追加するもの

・第18号議案 越谷市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

第1号被保険者に係る介護保険料の見直し及び介護予防・日常生活支援総合事業への移行等に伴い、所要の改正を行うもの。平成27年4月1日から施行

- (1) 基準額
改正前：月額4,100円（年額49,200円）
改正後：月額4,490円（年額53,880円）
- (2) 被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料区分とするため、所得階層区分を細分化して12段階とするもの（国標準9段階）
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置
介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、市長が定める日の翌日から行うもの

・第19号議案 越谷市立保育所設置及び管理条例制定について

児童福祉法の一部改正に伴い、保育所入所の資格、乳幼児の保護者が負担する費用等について定めるため、越谷市保育所設置及び管理条例の全部を改正するもの。平成27年4月1日から施行

- (1) 保育所の入所資格要件を保育に欠ける者から保育を必要とする者に改めるもの
- (2) 保育所利用について、子ども・子育て支援法による支給認定を前提とするもの
- (3) 保育所利用に係る費用を公の施設の使用料として規定するもの 等

・第20号議案 越谷市いじめ問題再調査委員会条例制定について

いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、越谷市いじめ問題再調査委員会を設置するもの。附則において越谷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正。平成27年4月1日から施行

- (1) 所管事項
市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。
- (2) 組織：法律、医学、心理、福祉等に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する委員5人以内で組織する。
- (3) 任期：委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問に対し答申するまでの間とする。
（随時設置）
- (4) 委員の報酬等
報酬：（日額）14,000円 費用弁償：（1日につき）2,500円

・第21号議案 越谷市子ども・子育て支援法施行条例制定について

子ども・子育て支援法の施行に伴い、必要な事項を定めるもの。平成27年4月1日から施行

- (1) 特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額について市町村が定めることとされたため、条例で定めるもの
- (2) 正当な理由なく市町村が行う調査に応じない者等に対する過料について市町村が条例で定めることができることとされたため、条例で定めるもの

・第22号議案 越谷市移動系デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結について

- (1) 契約の目的：越谷市移動系デジタル防災行政無線整備工事
- (2) 契約の方法：一般競争入札による契約
- (3) 契約金額：2億8,080万円
- (4) 履行期限：平成28年3月15日
- (5) 契約の相手方：日本電気株式会社 関東甲信越支社
- (6) 工事規模：統制局設備（一式）、基地局設備（一式）、半固定型無線装置（84台）、車載型無線装置（40台）、携帯型無線装置（60台）

・第23号議案 損害賠償額を定め和解することについて

平成24年8月29日に発生した医療事故について、損害賠償額を定め、和解するもの。
損害賠償額 6,500,000円

・第24号議案 越谷市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

西大袋第九公園を供用開始するもの。平成27年4月1日から施行

・第25号議案 越谷市地域公共交通協議会条例制定について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき、越谷市地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、及び道路運送法施行規則第9条の2の規定に基づき、市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、市長の附属機関として、越谷市地域公共交通協議会を設置するもの。附則において越谷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正。平成27年4月1日から施行

(1) 所掌事項：次に掲げる事項を所掌する。

- ① 本市の公共交通のあり方の協議に関すること。
- ② 越谷市地域公共交通網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- ③ 越谷市地域公共交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- ④ 越谷市地域公共交通網形成計画に定められた事業の実施に関すること。
- ⑤ 地域の実情に応じた公共交通の運行の合意形成に関すること。
- ⑥ その他協議会が必要と認めること。

(2) 組織：次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員29人以内で組織する。

- ① 市の職員
- ② 関係行政機関の職員
- ③ 関係公共交通事業者等
- ④ 公募による市民
- ⑤ 学識経験者
- ⑥ 自治会を代表する者

(3) 任期：2年

(4) 委員の報酬等

報酬：(日額) 5,500円 費用弁償：(1日につき) 2,500円

・第26号議案 越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

知事の権限に属する事務の特例に関する条例の一部改正に伴い、廃棄物再生事業者登録に係る手数料の規定を定めるもの。公布の日から施行(改正後の一部改正条例は平成27年4月1日から施行)

(1) 廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査 1件につき 40,000円

・第27号議案 越谷市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例制定について

平成27年3月31日までとなっている制度融資に係る利子助成の特例期間を更に1年間延長し、平成28年3月31日までとするもの。平成27年4月1日から施行

・第28号議案 越谷市いじめ問題対策連絡協議会条例制定について

いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、越谷市いじめ問題対策連絡協議会を設置するもの。附則において越谷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正。平成27年4月1日から施行

(1) 所管事項

- ① いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関すること。
- ② その他いじめ問題の対策について必要な事項に関すること。

(2) 組織：次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する11人以内で組織。

- ① 越谷人権擁護委員協議会の代表者
- ② 市PTA連合会の代表者
- ③ 市立小学校長の代表者
- ④ 市立中学校長の代表者
- ⑤ 教育長
- ⑥ 越谷児童相談所長
- ⑦ 市の職員【企画部長、子ども家庭部長、学校教育部長】
- ⑧ 関係行政機関の職員【警察署職員、法務局職員】

(3) 任期：①、②は2年。③から⑧まではそれぞれの職にある間

(4) 委員の報酬等

報酬：(日額) 5,500円 費用弁償：(1日につき) 2,500円

・第29号議案 越谷市いじめ防止対策委員会条例制定について

いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、越谷市いじめ防止対策委員会を設置するもの。附則において越谷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正。平成27年4月1日から施行

(1) 所管事項

- ① 法第14条第3項の規定によるいじめの防止等のための実効的な対策の実施に関すること。
- ② 法第28条第1項の規定による調査に関すること。
- ③ その他いじめの防止等のために必要な事項に関すること。

(2) 組織：法律、医学、心理、福祉等に関し専門的な知識及び経験を有する者のうち教育委員会が委嘱する委員5人以内で組織。

(3) 任期：2年

(4) 委員の報酬等

報酬：(日額) 14,000円 費用弁償：(1日につき) 2,500円

・第30号議案から第39号議案まで

平成26年度越谷市一般会計補正予算(第5号)について ほか補正予算9件

・第40号議案から第50号議案まで

平成27年度越谷市一般会計予算について ほか当初予算10件